

京都府外国籍府民共生施策懇談会設置要綱

(目的)

第1条 外国籍府民に関する諸課題について、京都府が取り組むべき施策を検討するに当たり、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）等から意見を聴取するため、京都府外国籍府民共生施策懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が選任する。

(1) 学識経験者

(2) 外国籍を有する者

(3) 別に定める方法により公募し、選考委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、選任された日から2年以内とし、再任することができる。

(座長)

第3条 懇談会に座長を置き、座長は、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会の議事を運営する。

3 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(懇談会の開催)

第4条 懇談会は、知事が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を求めることができる。

(議事の公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(委員の服務)

第7条 委員は、特定の国及び地域並びに民族等の利益を代表しない。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成２０年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１１月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月１６日から施行する。